

## 情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

|    |   |
|----|---|
| 件名 | 子どものインフルエンザワクチン予防接種事業に係る生活保護受給世帯者等の情報の目的外利用及び自己負担額判定システムの開発について |
|----|---|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

**【諮問】**

第11条第2項第5号（目的外利用）

第16条第1項本文（電子計算機による個人情報の処理開発、変更）

（担当部課：健康部保健予防課予防係）

## 事業の概要

|      |  |
|------|--|
| 事業名  | 新宿区子どものインフルエンザワクチン予防接種事業   |
| 担当課  | 保健予防課  |
| 目的   | 子どものインフルエンザの発症や重症化を防ぐことにより、子どもの健康を守る。  |
| 対象者  | 13歳未満の区民（毎年10月1日現在）  |
| 事業内容 | <p>[事業の実施方法]</p> <p>① 区は、住民基本台帳より、子どものインフルエンザワクチン予防接種事業対象者を抽出する。</p> <p>② 区は、上記①により抽出された子ども本人（以下「対象者」という。）に係るインフルエンザワクチンの接種費用に係る自己負担額を、生活保護受給等の有無により決定する。</p> <p>③ 区は、対象者の氏名、住所、生年月日、自己負担額等を明記した子どものインフルエンザワクチン予防接種予診票（以下「予診票」という。）を作成する。</p> <p>④ 区は、対象者全員に対し、予診票、事業の案内（インフルエンザワクチンの説明等）、医療機関名簿等を個別に送付する。</p> <p>⑤ インフルエンザワクチンの接種を希望する対象者は、予診票を指定の医療機関へ提出し、インフルエンザワクチンの接種を受ける。</p> <p>⑥ 上記⑤によりインフルエンザワクチンの接種を行った医療機関は、当該インフルエンザワクチンの接種後、翌月の指定期限までに予診票を区に提出する。</p> <p>⑦ 区は、上記⑥により提出された予診票等を審査、点検した後、当該予診票を区に提出した医療機関に委託料を支払う。</p> <p>&lt;対象者数&gt;</p> <p>・13歳未満の者・・・約24,000人（うち生活保護受給者 約330人）</p> <p>&lt;想定接種率&gt;60%</p> <p>※ 平成21年度、新型インフルエンザの発生時に、各区事業として、子どもの新型インフルエンザワクチン接種費用助成事業（全部公費負担）を実施した。</p> <p>平成22年度、新型インフルエンザと季節性インフルエンザのワクチンが一本化されて供給される中、23区では、急遽、子どものインフルエンザワクチン予防接種事業（一部公費負担）を実施した。</p> <p>当該事業の実施に当たり、平成13年度諮問・承認事項である「高齢者インフルエンザ予防接種に伴う自己負担金徴収審査システムの開発について」の中で、高齢者インフルエンザ予防接種事業（予防接種法に基づく事業）において、生活保護受給の有無により自己負担額の判定を行う旨が明記されていたため、改めての諮問は、不要であると誤認した。</p> <p>よって、改めて本審議会での諮問することとする。</p> |

**件名 子どものインフルエンザワクチン予防接種事業に係る生活保護受給世帯者等の情報の目的外利用について**

| 保有元                  |   | 利用先              |                              |
|----------------------|---|------------------|------------------------------|
| 保有課                  | 生活福祉課   | 利用課              | 保健予防課                        |
| 登録業務の名称              | ① 生活保護費の支給<br>② 中国残留邦人等支援給付の支給  | 登録業務の名称          | 子どものインフルエンザワクチン予防接種事業        |
| 登録業務の目的              | ① 生活保護費の支給<br>② 中国残留邦人等支援給付の支給  | 登録業務の目的          | 子どものインフルエンザワクチン接種費用の自己負担額の判定 |
| 登録業務に係る個人情報の記録媒体     | 電子的媒体   | 登録業務に係る個人情報の記録媒体 | 紙、電磁的媒体                      |
| 目的外利用を行う理由           | 子どものインフルエンザワクチン予防接種事業の実施に当たり、子どものインフルエンザワクチン予防接種の費用に係る自己負担額(1,500円又は0円)の判定を行うため   |                  |                              |
| 目的外利用を行う情報項目         | ① 生活保護受給関係<br>【子どものインフルエンザワクチン予防接種事業対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者に係る情報項目】<br>1 氏名 2 カナ氏名 3 生年月日 4 住民番号<br>5 郵便番号 6 住所 7 生活保護受給の有無 8 性別<br>② 中国残留邦人等支援給付受給関係<br>【子どものインフルエンザワクチン予防接種事業対象者に係る情報項目】<br>1 氏名 2 カナ氏名 3 生年月日 4 住民番号<br>5 郵便番号 6 住所 7 中国残留邦人等支援給付受給の有無<br>8 性別 |                  |                              |
| 目的外利用を行う際に使用する記録媒体   | 電磁的媒体   |                  |                              |
| 目的外利用の時期・期間          | 平成22年10月1日から(以降継続)  |                  |                              |
| 緊急時の目的外利用における本人通知の状況 | *****   |                  |                              |

**件名 子どものインフルエンザワクチン予防接種事業に係る自己負担額判定システムの開発について**

|   |   |
|---|---|
| 保有課(担当課)                                  | 保健予防課   |
| 登録業務の名称                                   | 子どものインフルエンザワクチン予防接種事業   |
| 記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか) | 1 個人の範囲<br>13歳未満の者<br>(約24,000人)<br>2 記録項目<br>氏名、カナ氏名、生年月日、住民番号、郵便番号、住所、自己負担額<br>3 記録するコンピュータ<br>ホストコンピュータ(情報政策課)   |
| 新規開発・追加・変更の理由                             | 子どものインフルエンザワクチン予防接種事業に係る各年度の開始日が、現行の高齢者インフルエンザ予防接種事業に係る各年度の開始日と同じであるため、高齢者インフルエンザ予防接種事業と同様にシステム化することにより、迅速かつ正確な事務処理を遂行するため  |
| 新規開発・追加・変更の内容                             | <b>【子どものインフルエンザワクチン予防接種事業に係る自己負担額判定システムの内容】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>住民基本台帳より抽出した13歳未満の区民(毎年10月1日現在)のリストと生活保護受給世帯者等の情報を突合し、対象者の自己負担額を判定する。</li> <li>対象者の氏名、生年月日、住民番号、郵便番号、住所、自己負担額を印字する。</li> </ul> |
| 開発等を委託する場合における個人情報保護対策                    | *****   |
| 新規開発・追加・変更の時期                             | 平成22年7月中旬以降(システム開発)   |